

海外農林業情報 No.79

日 EU・EPA の交渉妥結と TPP11 協定の筋合意

12月8日、安倍総理大臣とジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長の両首脳は、日 EU 経済連携協定（EPA）の交渉が妥結したことを確認した旨の共同声明を発表しました。これは、7月6日の首脳会議で大筋合意されていたものが、12月5日から8日までの首席交渉官交渉で細部に至るまで合意に達したものです。

日 EU・EPA は、「21世紀において、スタンダードの高い、自由で、開かれ、かつ公正な貿易・投資ルールモデルとなるものである」（上記共同声明）とされており、ものの関税、投資、サービス、政府調達等の個別分野にとどまらず、ルールの分野で幅広いものとなっております。ルールは、TPP 協定を踏まえたものが多く、世界の貿易ルールの標準となるようなものとなっております。この中で、投資の個別案件に関する企業と投資先国との紛争（ISDS）に関しては、まだペンディングとなっており、切り離して引き続き協議することとされております。欧州委員会の権限上、ルールの分野では加盟各国別々の批准を要するものがあり、ISDS を含むルールの分野は、加盟各国の意見を尊重せざるを得なかったものと思われまふ。来年秋に予定されている署名までに間に合えば、協定の中に繰り入れられ、間に合わなければ切り離して交渉が続けられるものと思われまふ。

日 EU・EPA では、工業品に関しては、日本側は 96.2%、EU 側は 81.7%が発効時に無税となり、最終的には両側とも 100%の関税撤廃となります。農林水産物に関しては、日本側ではコメ、麦、畜産物等は例外扱いとされ、関税撤廃率は 82%となります。一方 EU 側では、牛肉、茶、水産物、酒類等の我が国の輸出重点品目をはじめ、ほぼすべての品目で関税が撤廃されます。詳細に関しては、海外農林業情報第 73 号（7月12日）をご参照ください。

この日 EU・EPA に、先日大筋合意となった CPTPP 協定（包括的先進的環太平洋連携協定、いわゆる TPP11）を併せ、我が国の貿易体制は、ほぼ国際貿易協定のスタンダードの最先端に立つこととなります。今後は、中国、韓国、インドを含めた RCEP（東アジア地域包括的経済連携協定）、および米国との 2 国間の FTA 交渉が予想されますが、日 EU・EPA および CPTPP 協定との整合を求めて行く立場に立って、交渉をリードしていくことができる体制となったと思われまふ。

CPTPP 協定に関しては、中心となる関税、サービス、投資、政府調達の分野では画期的な自由化を達成するものであり、また、ルールに関しても、11月の大筋合意の際に凍結された 20 項目は過半数が知的所有権関連であり、電子商取引等に関しては高度な国際的標準となるものです。さらに残された問題は、ISDS 問題をのぞいて、特定国の 4 つの問題に関するもので、目指した本年中の合意とすることは時間的に無理なようです。最近の報道によ

れば、日本政府は、参加国の中で唯一、早期の合意に難色を示しているカナダの説得を急ぐものの、調整が不調に終わった場合はカナダを除く 10 ヶ国での署名も視野に入れ協定の正式合意となる署名式を、来年 2 月下旬から 3 月上旬の間にチリで行う方向で各国と最終調整に入ったとされています。

また、EU では、英国の離脱が 19 年 3 月となっており、英国の離脱と今回の日 EU・EPA との関係が問題となります。12 月 15 日の EU 首脳会議では、当面 2 年間程度は移行期間とし、英国に EU 単一市場の恩恵を認めるとされており、その間は、この日 EU・EPA もそのまま英国に適用されることになるのではないかと考えられますが、その後は、英国と EU の貿易関係協定が結ばれた際に日英の関係が整理される必要があるのではないかと考えられます。

文責：藤岡 典夫

<参考リンク>

ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長及び安倍晋三日本国総理大臣の共同声明
(外務省、12/8 付)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000315381.pdf>

TPP11 協定の合意内容について (内閣官房 TPP 等政府対策本部、11/11 付)

http://www.cas.go.jp/jp/tpp/naiyou/pdf/danang/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf

European Council (Art. 50) guidelines for Brexit negotiations (EU, 12/15 付)

<http://www.consilium.europa.eu/media/32236/15-euco-art50-guidelines-en.pdf>

英と年明け通商協議 EU、まず移行期間議論へ (日本経済新聞、12/16 付)

<https://www.nikkei.com/article/DGKKZO24700780V11C17A2MM8000/>

新 TPP、2 月にも署名で調整…カナダ説得急ぐ (読売新聞、12/22 付)

<http://www.yomiuri.co.jp/economy/20171221-OYT1T50173.html>

本情報のメール配信をご希望の方は、姓名に『海外農林業情報配信希望』と記入した空 (から) メールを下記までお送り下さい。ご意見、ご感想もお待ちしております。 E-mail アドレス：deskb@jaicaf.or.jp
メールを送付された方には、確認メールをお送りします。送信後 2 週間以内に届かない場合は、お手数ですが 03-5772-7880 (担当：森・西野) までお電話下さいますようお願い申し上げます。なお、メール配信をご希望の方には、本ミニ情報のほか、セミナーのご案内等、当協会からのお知らせが届くことがありますので、併せてご了承下さい。

発行：(公社)国際農林業協働協会(JAICAF)

〒107-0052 東京都港区赤坂 8 丁目 10-39 赤坂 KSA ビル 3 階